

令和9年度当初予算要求基準

国の「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）においては、「政府は、物価高、世界経済の不確実性、地政学リスク、金融資本市場の変動、自然災害等のリスクに機動的に対応しつつ、デフレに後戻りしない『成長型経済』への移行を確実なものとする。しかし、中東情勢を始めとして、我が国経済の先行きに大きな影響をもたらし得る海外のリスク要因は引き続き存在し、同時に、少子化と人口減少といった国内の構造的な課題も残っており、『成長型経済』への本格的な移行には、更なる取組強化が必要」としており、当面は、令和8年度予算に加え、リスクの最小化の観点から万全の対応を図るものとして編成した令和8年度補正予算を、情勢の変化に応じて適切かつ機動的に執行する経済財政運営を行うとしている。また、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、令和9年度予算編成において、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換するとしている。

本県としては、引き続き、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、輸入物価や人件費の上昇等を背景とした物価の高騰、国際情勢の不確実性の高まり、生成AIの急速な発展や普及等に伴うデジタル化の進展、世界的なカーボンニュートラルの要請など、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、本県の基幹産業である農林水産業、観光関連産業など鹿児島県の「稼ぐ力」の向上、地域や各種産業を支える人材育成、結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備や高齢者が健やかで生きがいを持てる社会の形成など、「かごしま未来創造ビジョン」に掲げた各般の施策に積極的に取り組む必要がある。

一方で、本県の財政構造は、県税をはじめとする自主財源が乏しく、地方交付税や国庫支出金等の依存財源に頼らざるを得ない、脆弱な構造となっている。

また、本県においては、一層の高齢化の進行などにより扶助費が増加傾向にあることや、改修や更新を要する県有施設等が増加することなどを踏まえると、本県の財政状況については、引き続き、予断を許さない状況が続くものと予想される。

このような状況を踏まえ、令和9年度当初予算編成においては、限られた財源の中で、物価や景気の動向を踏まえ、必要な対応を講じつつ、持続可能な行財政構造を構築するため、「行財政運営指針」に基づく歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革に引き続き取り組む必要がある。

各部局におかれては、以上の趣旨を十分踏まえ、下記により予算要求を行われない。

記

1 予算要求の基本理念

令和9年度の当初予算要求に当たっては、

- ・「行財政運営指針」及び行財政改革推進プロジェクトチーム（以下、「行革P T」という。）において示された取組の方向性を踏まえ、更に踏み込んだ歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しや新たな歳入確保策の検討を行うこと。
- ・「かごしま未来創造ビジョン」で示されている基本的な考え方に沿って、新たな取組を重点的に推進するため、メリハリをつけた予算配分や事業の見直し・組み替えなど、考え得るあらゆる方策を講じて適切な要求を行うこと。

2 予算要求の考え方

各部局は、以下の区分毎に年間所要額を見積り要求すること。

(1) 人件費・扶助費・公債費

年間の所要見込額を要求すること。

(2) 普通建設事業費

① 公共事業

一般財源ベースは令和8年度当初予算額以下とし、事業費総額ベースは令和8年度当初予算額と同額とする。

ただし、国の予算編成の動向等を踏まえ、追加で要求できるものとする。

② 県単公共事業

一般財源ベースは令和8年度当初予算額以下とし、事業費総額ベースは令和8年度当初予算額と同額とする。

なお、時限的な措置がある地方債の優先的活用を行うこと。

③ その他の事業

年間の所要見込額を要求すること。また、仕様、工法等は簡素で、機能的なものとなるように努めること。

(3) 災害復旧事業

年間の所要見込額を要求すること。

(4) 一般政策経費

別途通知する要求枠を上限として更に厳しく抑制の上、要求すること。

(5) 新規事業

① 物価高対策枠

ア 対象事業

物価高に直面する生活困窮者等の生活者や影響を受けている事業者の負担軽減に資する支援事業

※ 単年度事業に限る。

※ 新たな事業と重複・関連する既存事業等については、類似事業の乱立、事業体系の複雑化を招くことから、原則として廃止・統合等を行った上で要求すること。（既存事業の廃止・統合等を行った上で要求したものについては、廃止事業の一般財源分について、令和10年度当初予算における復活要求を認める。）

イ 件数及び要求枠

別枠扱い（所要見込額）とする。

ただし、国による特別な財政措置があることを前提とする。

② 重点新規枠

ア 対象事業

(ア) マニフェスト推進枠（ソフト事業に限る）

「かごしま未来創造ビジョン」を推進するため、

I 総合政策会議における主要テーマの議論を踏まえた令和9年度の新たな取組に関する事業

Ⅱ マニフェストの推進や、総合政策会議における主要テーマ以外の課題への対応に必要となる事業

(イ) 地域未来基金活用枠

地域産業成長プラン等を実現するため、地域未来基金を活用する事業

イ 件数及び要求枠

(ア)Ⅰについては、総合政策会議の主要テーマ（(i)AⅠを活用した産業振興、(ii)宇宙産業の振興、(iii)高付加価値な観光コンテンツづくり、(iv)外国人材の受入れ・定着に向けた取組）を踏まえ、各部局2件まで別枠扱い（所要見込額）とする。

(ア)Ⅱについては各部局2件まで別枠扱い（所要見込額）とする。

(イ)については各部局5件まで別枠扱い（所要見込額）とする。

③ 単年度事業等枠、大規模施設整備事業枠

年間の所要見込額を要求すること。

④ その他枠

スクラップ&ビルドで要求する国の新規施策に伴う事業などのその他の事業については、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとし、一般財源の要求枠は、廃止事業における一般財源総額の範囲内とする。

⑤ 留意事項

重複・関連する既存事業（経常経費を含む）について十分整理の上、既存事業の廃止、統合等を行い、類似事業の乱立、事業体系の複雑化を招かないよう留意すること。

なお、行政の責任分野、経費負担のあり方及び負担割合、行政効果等の観点から従来にも増して厳しく検討を行うとともに、原則として3年（地域未来基金活用枠は5年）以内の終期を設定し、事業の実施に当たって組織・人員の検討が必要なものについては、事前に関係課と十分協議の上、要求すること。

全額国庫事業及び全額受託事業（県が運営費補助をしている団体等からの受託は除く）については、以下3（10）①を踏まえた上で、所要見込額を要求できるものとする。

(6) 上記(1)～(5)に係る全ての経費

事務的経費を含めた全ての経費について、行政コストに対する認識を深め、徹底した見直しを行い、年間の所要見込額を十分精査の上、要求すること。

特に、(4)、(5)に係る事業については、適切なKPIを設定の上、最小限の経費で最大限の効果が発揮できるよう十分精査すること。

KPIの設定に当たっては、「客観的な成果」を表す指標であるか、事業との「直接性」のある効果を表す指標であるか、「妥当な水準」の目標が定められているか等に留意するとともに、目標とする年度を明らかにすること。また、法令等に基づく手続き的な事務や各種調査など、KPIの設定がなじまない事業については、その旨を示すこと。

3 予算要求に当たっての留意点

(1) 国の予算編成への対応

国においては、補正予算依存から脱却し、恒常的な施策を当初予算に計上する方針を示していることから、国の予算編成などの動向について、一層の情報収集

に努め、適切に要求すること。

(2) 物価高への対応

直面する物価高騰による影響を緩和するために必要な事業について、国の施策との連携も念頭に置いて、精査した上で要求すること。

国の予算編成などの動向について、一層の情報収集に努めるとともに、過度な地方負担が生じない制度となるよう、関係省庁に働きかけること。

また、物価の高騰や人件費の上昇を適切に反映する必要がある経費については、別枠扱い（所要見込額）で要求できるものとするため、精査した上で適切に要求すること。

(3) 行革 P T の取組

予算要求に当たっては、行革 P T において示された取組の方向性を踏まえて要求すること。

- ・ 事業目的の達成状況等を踏まえた事業の縮小・廃止
- ・ 国庫補助の有効活用による事業スキームの見直し
- ・ 契約内容の見直しによる経費の縮減
- ・ 決算額を考慮した当初予算規模の見直し など

(4) マニフェストで示されている基本的な考え方等を踏まえた各種施策の推進

マニフェストで示されている基本的な考え方や「かごしま未来創造ビジョン」の推進につながるものとなるよう十分留意すること。

事業内容の検討にあたっては、知事とのふれあい対話や知事へのたより等の広聴活動による「県民の声」の反映について検討すること。

(5) 地域振興局・支庁長の意見等

既存事業（本庁部局が予算要求する事業）のうち、地域振興局等又は市町村が執行する事業については、地域振興局・支庁長の意見を踏まえた要求とすること。

(6) 未利用財産の有効活用

未利用財産については、「行財政運営指針」を踏まえ、積極的な売却を行うとともに、売却が困難なものについては、貸付け等により、有効活用を図ること。

(7) 公社・各種団体等に対する支援の見直し

県が出資、補助又は貸付けを行っている公社・各種団体等については、「公社等外郭団体見直し方針（平成 17 年 3 月 28 日策定）」及び行革 P T における取組を踏まえ、事務事業の見直し、徹底した経費の節減など経営の合理化を行い、安易に県財政に依存することのないようにすること。

特に、経営状況が硬直化している公社・各種団体等については、予算要求の有無にかかわらず、その存廃も含めて全般にわたり徹底した経営実態等の見直しを行うこと。

また、内部留保資金の活用について積極的に検討すること。

(8) 特別会計の予算の見直し

特別会計の予算についても、一般会計と同様、徹底した事務事業見直しを行うこと。特に、一般会計の繰入金等がある場合は、その内容を精査し、可能な限り圧縮を図るとともに、事業規模や繰越金等の取り扱いについても十分な検討を行うこと。

また、公営企業については、独立採算の原則を堅持しつつ、経営の合理化、効率化を推進すること。

(9) 施策評価の予算要求への反映

「県計画の策定等における施策評価の取組指針」に基づき実施した施策評価の結果については、予算要求に的確に反映させること。

(10) その他

- ① 国庫補助事業等については、本県が必要とする事業を実施する上で、活用できる国庫補助金等については積極的に活用すること。

ただし、全額国庫であっても後年度の行財政上の負担増につながるもの等については、その導入を慎重に検討し、真に必要なものに限ること。

また、補助基準額が実情にそぐわず県の超過負担となっているもの、交付時期の遅いもの、国と県との負担区分が不適切と考えられるものについては、所管省庁へ積極的に働きかけ、その解消に努めること。

なお、事業内容等に変更があったものについては、次により対処すること。

ア 国庫補助金が廃止又は縮減されたものについては、原則として事業そのものを廃止又は縮減することとし、県費への振替えは行わないこと。

イ 国庫補助率が引き下げられたもので、県が負担義務を負うものについては、真に必要と認められるものについてのみ受け入れることとし、県の負担が任意のものについては、国庫負担減に見合う県費継足しは行わないこと。

ウ 国庫補助事業が、統合・メニュー化されたものについては、目的、効果、緊急性、補助率等を十分検討し、選択の上、導入すること。

- ② 事業の計画に当たっては、国の予算編成や各種長期計画等を考慮するほか、国、市町村、その他関係団体等とも十分調整を行うこと。

また、行政の多様化、複雑化に伴い2以上の部課に関連する事業が増加しているので、関係部課において類似事業の整理・統合を図るなど十分調整を行うこと。

- ③ 各部局においても、国の予算編成の動向には十分留意し、関連する情報を得た場合には、速やかに財政課へ連絡すること。